

沖縄県子どもの貧困対策に関する施策進捗状況点検実施要領

[平成29年3月29日決定]

1 趣旨

この要領は、沖縄県子どもの貧困対策に関する施策評価実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める「毎年度の施策の進捗状況の点検等」(以下「点検等」という。)の実施に関し必要な事項を、要綱第7条に基づき定めるものとする。

2 点検等の対象

要綱第3条第1号及び第2号に定める事項とする。

3 点検等の実施時期

原則として、前年度末までの実績について、毎年度9月頃を目途に点検等を実施するものとする。

4 点検等の主な視点

- (1) 沖縄県子どもの貧困対策計画(以下「計画」という。)の指標は改善に向かっているか。
- (2) 計画の重点施策を着実に実施しているか。
- (3) 施策を推進する上で生じた課題や計画策定後の環境変化等に対し、対応を図っているか。

5 点検等の方法

- (1) 子ども生活福祉部は、各部等に施策点検等の実施を依頼する。
- (2) 各部等は、子どもの貧困対策に関する事業の実施状況をまとめ、子ども生活福祉部に提出するものとする。
- (3) 子ども生活福祉部は、点検等の適切な実施を図る観点から各部等に対し必要な調整及び支援を行うものとする。
- (4) 子ども生活福祉部は、前年度の施策の実施状況等を別紙の「沖縄県の子どもの貧困の状況及び沖縄県の子どもの貧困対策の実施状況」(以下「実施状況」という。)としてとりまとめ、沖縄県子どもの貧困対策推進会議(以下「推進会議」という。)に提出するものとする。
- (5) 推進会議において、施策の進捗状況を確認するものとする。
- (6) 推進会議で確認を行った施策の進捗状況については、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)の意見聴取を行うものとする。
- (7) 子ども生活福祉部は、有識者会議から意見があった事項について関係する各部等の意見も踏まえ対応方針を整理した上で、実施状況を点検等の結果としてとりまとめるものとする。

6 点検等の結果の公表

- (1) 子ども生活福祉部は、点検等の結果をとりまとめた場合は、沖縄県庁ホームページなどにおいて速やかに公表するものとする。